



延総務第464号

令和3年3月29日

延岡市議会議長 松田 和己 様

延岡市長 読谷山 洋司



再議書

令和3年第12回延岡市議会定例会において、3月24日に修正議決された「議案第146号 令和3年度延岡市一般会計補正予算」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

修正議決された「議案第146号 令和3年度延岡市一般会計補正予算」(以下「修正予算」という)について、第1条第1項中「69,426千円」を「8,584千円」に、「63,315,426千円」を「63,254,584千円」に修正する内容は、以下の理由から不相当であると考えます。

1. 電源調達の課題について、10～15年の長期スパンでの安定調達維持の必要性を指摘しているが、市が出資し設立予定の新電力会社の電源調達は、このたびの卸電力市場の価格高騰の影響を受けた新電力会社とは異なり、主に相対契約により電源調達を行っているバランスグループから固定価格で調達する方針である。

具体的には、事業開始から少なくとも5年間は固定価格10円/kWh(税別)による調達が可能であるとの確認が得られているとともに、2027年以降も、現在と事業環境が変わらなければ同じ条件による調達を継続していくものと考えている。

また、料金プランについても、一部の新電力会社が設けている市場連動型の料金プランは採用しないことから、卸電力市場の価格高騰により顧客の料金が上昇し損失を招くことはない。

これらについては、本市が策定した創業事業計画に明示しており、且つ既に何度も市議会での質疑はもとより、市民説明会やパブリックコメントでの回答において、明確に答弁、説明していることから、修正予算の提出理由には何らの理論的根拠がない。

2. 修正予算の提出理由として、容量市場導入による相対契約の単価の見直しの必要性を指摘しているが、この見直しは、本市が設立する新電力会社の利益をより大きくするものである一方、導入による単価の低減効果は、発電設備や契約の内容によってさまざまであることなどから、国において見直しの方針は示されているものの、現時点で具体的にその削減効果を見込むことはできない。

この単価の見直しを現時点で見込まないことは、堅実な収支計画を本市が策定していることを意味する。

したがって、容量市場導入による相対契約の単価の見直しの必要性を修正予算の提出理由とすることには何らの理論的根拠がない。

なお、既に市議会や市民説明会等で何度も答弁、説明したように、そもそも国は、容量市場が電力システム改革の大きな柱である小売全面自由化の趣旨を損なわないよう制度を検討中であり、実際に昨年9月のオークション結果公表以降も新電力会社の参入（経済産業省の新規登録事業者数）は例年通り推移しているとともに、例えば宇都宮市や淡路市において市が出資する会社が令和3年度中に小売電気事業を開始することを考えると、容量市場を理由として「新電力会社の設立を待つべき」とする主張にも何ら根拠がない。

3. その他にも「顧客獲得の見込み」、「人材の確保」、「事業の推進体制」、「行政による民業圧迫の懸念」などが課題であると修正予算の提出理由の中で挙げているが、これらの点への対応については、既に創業事業計画に明示するとともに、市議会での質疑や市民説明会、パブリックコメントなどにおいて繰り返し答弁、回答、説明を重ねてきたように問題はない。

すなわち、顧客獲得の見込や人材の確保、事業の推進体制については、1,502件の市民・事業所アンケートやハローワークの状況などにより把握した本市の実情を踏まえ、また人口規模が本市と同程度かそれより小規模の地方自治体が出資している新電力会社の実績に照らして、問題のない実現可能な内容を創業事業計画に盛り込んでいる。例えば、収支計画において家庭の顧客数を全世帯の3.1%しか見込んでいないことや、2024年の収支において4,000万円以上の残高の内部留保資金を確保した上で3,000万円の市への寄附を見込むなど、堅実な収支計画による安全面に十分配慮した創業事業計画となっている。

また、将来的な事業の検証の必要性についても、地方自治法第243条の3第2項により、毎年度新電力会社の経営状況は市議会に報告されることが定められていることから、市議会は経営状況を監視できることが法律上明らかであるとともに、それに加えて本市は毎年度経営状況について市民説明会をはじめとして公表・説明する考えを既に表明していることから、検証は定期的に行われることになり、問題はない。

創業事業計画において、顧客数は2025年以降は同数として増やしていないなど、楽観的な見通しを含まない計画となっているとともに、2027年以降も現在の事業環境が変わらなければ2026年の収支状況と同じように収支が推移すると考えており、さらに既に市議会で答弁したように、会社設立時の出資金6,000万円以上の支出を本市は行わない考えであることから、本市の将来の財政負担についての懸念もない。

また、行政による民業圧迫の懸念との指摘についても、経済産業大臣の登録を受ける小売電気事業者として本市が設立する新電力会社は、市が出資する唯一の小売電気事業者であり、市の財源を確保し、行政サービスの充実を図ることを目的とする新電力会社は他にはなく、また例えば現在市内において県外の新電力会社の取次を行っている事業者（経済産業大臣の登録を受けていない）と本市が設立する新電力会社が営業パートナーとして顧客獲得等の面で連携関係を築くことも制度上可能である。

さらに、ケーブルテレビ会社が小売電気事業を行っている他の地方自治体で、地方自治体出資の新電力会社が設立されている例があることから、民業圧迫の問題はない。

また、このたびの極めて遺憾な九州電力株式会社の行為への国に対する調査依頼の回答の確認については、予算審議とは直接の関係はないため、修正予算の提出理由にはならない。

4. 「もう少し時間をかけて検討すべき」との指摘もあるが、本市はこれまで約3年間かけて、調査・検討、市議会での質疑、可能性調査（令和元年度実施）の結果公表・市議会での質疑・市民説明会・パブリックコメント、創業事業計画の策定・公表・市議会での質疑・市民説明会・パブリックコメントを行うなど、既に十分な時間をかけ入念なプロセスを経て検討を行い、市議会や市民への説明・回答等を何度も行ってきているため、問題はない。

加えて、本市の市民一人当たりの所得が県平均より低いことなどに見られるように、ただでさえ本市の市民生活や地域経済は厳しい状況にある上に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一層深刻な影響を受けている現在、市民生活や地域経済の再生のために、新電力会社設立による市民や事業所の「実質的な可処分所得の向上」を図ることは、一日も早く実現する必要がある。

しかしながら修正予算の提出理由にはその代替案も何ら示されていない。

5. 本市においては、急速な高齢化の進展による社会保障経費の増加や交通確保対策に要する経費の増加、延岡城・内藤記念博物館や野口遵記念館の整備後の運営費の増加、新宮崎県体育館や多目的屋内施設、野球場の整備経費及びその後の運営経費の増、防災対策に要する経費の増加、産業政策や子育て支援策の強化に要する経費

の増加など、今後ますます財源が必要になる。

しかしながら、今回の修正予算の提出理由には、財源確保のための代替案が何も示されていない。

修正理由の中で触れていた東日本大震災のことを考えてみても、現在の本市の状況は、避難所整備の面や避難行動要支援者への避難支援の面をはじめ、まだまだ「逃げ遅れゼロ」への備えはとて十分とは言えない状況であり、東日本大震災の教訓を活かした備えを行っていくためにも財源確保は喫緊の課題である。

財源確保の重要な手段である新電力会社設立関連予算を削除するのであれば、その代わりとなり同様に即効性のある財源確保策を示すべきである。

6. さらに、既に他の多くの地方自治体（県内では小林市）でも新電力会社が設立・運営されている上、令和3年度中も地方自治体が出資する会社が小売電気事業を開始する中、「なぜ延岡市だけ取り組むべきではないのか。」についての理論的な根拠が何ら示されていない。

以上のように、令和3年第12回延岡市議会定例会で修正議決された「議案第146号 令和3年度延岡市一般会計補正予算」については異議があるため、再議に付す。